

府中市価値共創促進事業評価制度実施基準

(目的)

第1 第7次府中市総合計画に基づき、市民参加と協働によるまちづくりを進めるため、価値共創促進事業評価の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価対象)

第2 地域課題や社会的な課題の解決に向けて、市民が自ら企画・提案し、共創を促進する事業を市と協働で実施する価値共創促進事業について、実施後の効果や成果等を推進会議に報告し、評価を行う。

(価値共創促進事業の評価方法)

第3 価値共創促進事業評価の方法は次のとおりとする。

(1) 自己評価

協働事業の当事者は、別に定める報告書を用い、協働事業の成果等について振り返りを行い、協働共創推進課に提出するものとする。

(2) 第三者評価

ア 推進会議が、協働事業に対する信頼性と市民の参加意欲の向上を図るとともに、より客観的に課題を把握し、検証結果を今後の取組に生かすため、評価を行うものとする。

イ 第三者評価を実施するに当たり、より一層、協働に係る市職員の意識の高揚を図るとともに、各事業について、事業の目的や内容を正しく理解しながら、市民協働の推進に関する基本方針に基づく協働の手法を適切に取り入れているか等を踏まえて評価・検証を行う必要があることから、協働事業の当事者と推進会議の委員による意見交換会を実施した後、推進会議において評価を行うものとする。

ウ 推進会議は、別表1に掲げる評価基準に基づき、評価を実施するものとする。

エ 実施時期として、第三者評価の結果が可能な限り次年度の予算に反映できるよう、PDCAサイクルの観点から、事業終了後の翌年度に実施するものとする。

(その他)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

この基準は令和6年 月 日から施行する。